

○文部科学省令第十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別の必要がある」を「必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、

「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第二条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「特別の必要がある」を「必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、「こ

これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。